

京都市告示第 318号

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年12月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理番号	路線名	起終	点 点	重要な 経過地
1	山科御陵緯49号線	山科区御陵岡ノ西町38番地地先 同町38番地の27地先		
2	南第四緯36号線	南区東九条北烏丸町2番地の27地先 同町2番地の46地先		
3	梅津緯115号線	右京区梅津北川町30番地の18地先 同区梅津フケノ川町6番地の16地先		
4	大原野107号線	西京区大原野上里南ノ町817番地の2地先 同区大原野上羽町326番地の1地先		
5	醍醐経138号線	伏見区醍醐西大路町128番地の26地先 同町128番地の48地先		
6	醍醐緯213号線	伏見区醍醐西大路町128番地の27地先 同町128番地の8地先		
7	醍醐緯214号線	伏見区醍醐西大路町128番地の60地先 同町128番地の56地先		
8	醍醐緯215号線	伏見区醍醐西大路町128番地の9地先 同町128番地の1地先		
9	醍醐歩5号線	伏見区醍醐中山町46番地の23地先 同区醍醐西大路町128番地の7地先		

(建設局道路部道路明示課)